第3回 東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する 基本的な計画検討委員会〈議事要旨〉

1 会議概要

日時:令和5年10月30日(月曜日)13時30分から16時19分まで

場所:都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

2 議事内容

(1) 民間団体ヒアリング

【事務局から民間団体にヒアリングを行う趣旨等について説明】

・国の示した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針」において、民間団体による支援活動の特徴を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していくことが必要ということ、また基本計画策定にあたっては民間団体等関係者から意見を幅広く徴収するように努めなければならないといったことが規定されていることがヒアリングを行う趣旨。今回は、4つの民間団体のヒアリングを行うが、今後10程度の団体に、個別にヒアリングを実施する予定。ヒアリング先の団体名は、非公開とする。

【団体A】

(関係機関との連携・課題)

- ・全国から支援が必要な人が来るが、重篤なケースが多く、公的機関が受け入れを拒否し、民間団体が引き受けていると思う。幻覚や妄想がとても強い方で、本当に行き場のない女性もやってくる。
- ・婦人相談所と婦人保護施設が当事者を真ん中にして協働して、行き場のない女性た ちが安心して生活を立て直せる場所と時間を提供してほしい。
- ・広域連携の必要性を検討してほしい。当事者の責任を負う団体や自治体がどこなのかということが不明瞭。生活再建のための行政サービス利用は複雑なので、新たな法律のもとでどのようにしていくのか検討し、都が区市町村に対して指針を出してほしい。
- ・児童相談所は「家族統合」を重視するが、女性本人がまずはしっかりと生活ができるようになっているのかなど、アセスメントをもっと本気でやってほしい。
- ・婦人相談員を知らないケースワーカーもいる。新法の中では、女性相談支援員がしっかりと認知し、活躍できるようにしていただきたい。
- ・行政が支援メニューを作ると、当てはまらない人もでるが、法律上も困難を抱えた 女性という大きな枠になったので、解釈と運用は支援現場に任せていただきたい。
- ・行政からの委託については、1件いくらではなく、事業として予算化していただき たい。補助金については、新規の取組だけでなく、中長期的な支援が可能な制度設

計をしてほしい。中長期的な支援について、単発的な対処療法ではなく、その人の 人生に寄り添うスタンスで支援策を考えてほしい。

(委員からの意見等)

- ・婦人相談員が認知されるには、女性福祉係など専門部署を設けることが必要ではないか。
- ・DV 被害者支援についての秘匿性の話があったが、女性自立支援施設では一時保護 の委託をうけているが、本来は地域に開けた中長期の支援を行うミッションがあり、 シェルター機能をどこが担うのか検討が必要だと思う。

【団体B】

(関係機関との連携・課題)

- ・被害者支援等は未だにワンストップになっていない。民間に相談しても、また行政 につなぎ直さないといけない。支援を必要とする人にとって相当なエネルギーが必 要になる。ワンストップの支援とするためにどうすべきか体系的に考えていただき たい。
- ・行政は支援する被害者の女性のイメージに品行方正という固定観念を持っている。 そんなイメージの人しか救えていないのではないか。
- ・民間団体において支援した方を婦人保護施設に入所させたい場合でも必ず行政に通さないといけない。加害者ではないのだから刑務所のようなシステムは不要である。 女性が自尊心を失わないような支援を提供していただきたい。DV証明についても、 その手続のため行政に行かないといけない。民間でも証明を出すことができたらス ムーズだと思う。
- ・若年層の支援の底上げが必要。親からの虐待を受けてきたなど、児童相談所の対象 年齢以降の20代前半の女性の生きにくさというのがある。
- ・新法に期待する点として、民間との協働は対等な関係で、民間が下請けにならない ようにしていただきたい。相談員については専門性の養成が必要。
- ・婦人相談所で相談を受けるだけでなく、ケースに寄り添いながら同行支援もするようなシステムにしてほしい。
- ・収容型のシェルターではなく、日常を取り戻せるような支援が必要。高齢の男児も 受け入れるなど、居場所の支援も必要。
- ・民間はミッションを感じる人たちが集まり支援の質が蓄積されるが、公的機関の婦 人相談員は入れ替わりがあり、支援の質が上がらない。
- ・行政は男性相談も行っているが、加害者の更生プログラムを法律で強制する方がよ いのではないか。

(委員等からの意見)

・予期せぬ妊娠の場合、女性相談センターに相談し、婦人保護施設への入所をお願い しているが、市部では、病院の選択など地域的なハードルが高い。 ・婦人相談員のスキル向上は経験だけでは難しく、基礎から中堅まで中長期で行うよ うな研修プログラムが必要

【団体C】

(関係機関との連携・課題)

- ・被害直後のケースについて、アフターケアのできる機関との連携が必要。連携に際 しては、事例に関わる婦人相談員や婦人保護施設等とのケースカンファレンスを定 期的に行いたい。特に区市町村の行政機関との連携を希望する。
- ・困難な問題を抱える女性たちの回復目標を「清貧なイメージ」に置かないでほしい。
- ・トー横など未成年者の居場所が奪われようとしているように見える。トー横に集まる人の健康維持のために、医療機関につなぐ必要がある。
- ・女性相談センターにおける一時保護を経ることなく、婦人保護施設への入所ができ るようにしてほしい。
- ・困難な問題を抱えている女性支援に必要なことは次の5点。いつでもおいでと言える居場所が必要であるということ、被害者の方に自己決定権があるということ、性暴力に遭った人が自分は悪くないと言えること、社会の思い込みや偏見を変えること、長期に関り続けられる支援の提供が必要である。
- ・相談員、支援員の安全・安心の保障として二次受傷対策が必要。婦人相談員もそう した対策が必要なのではないか。
- ・計画策定の見直しは3年くらいでやっていただきたい。様々なことが起きるので常 にその時の事象を検証していただきたい。

(委員等からの意見)

・関係機関が集まって対等に協議や調整ができる会議等があるとよいと思う。

【団体D】

(関係機関との連携や課題)

- ・メンタルの不調を抱えているような相談がとても多い。団体のシェルターにいる若年女性もハイリスクな方がいるが、本当だったら公的な施設にいた方がいいのではないかと思う女性もいる。公的な施設であれば、看護師など、専門性の高い職員も配置されている。病院からの退院先が見つからない女性もいる。
- ・希死念慮の強い若年の女性もたくさんいるが、行く場所がない場合、帰れる場所が ない場合に、きちんと受け入れる体制を整えてもらいたい。
- ・支援の対象者に未成年も多いが、児童相談所の人たちに民間団体のことも知っていただきたい。情報を提供してもらったりとか、共有してもらったりとか、大事な会議には参加させていただくなどして連携ができるといい。
- ・計画の見直しが5年ということだが、状況が刻々と変わるため、3年後に実施してほしい。3年でも遅いのではないか。

- ・行政を通すと施設への入所にとても時間がかかる。見学に行きますという話もなっても、3週間後などであれば、若年の女性たちも気が変わってしまう。民間団体間であれば、話が早いのに、行政機関を経由するとなぜ、難しくなるのかなと思う。(委員等からの意見)
- ・婦人保護施設の存在が病院関係者に知られていないのではないかと感じる。また施 設の空き状況を見える化する等、入所調整をうまくできればと思う。

(2) ヒアリングを踏まえた議論

【主な意見等】

- ・婦人相談員の体系的な研修や育成というのは、計画にも織り込むべき内容と考える。
- ・婦人保護施設の空き部屋の状況等の示し方については、婦人保護施設とも話し合い ながら、検討をしていく必要があると思う。
- ・女性の支援を行う自治体であるが、現在地主義となっている。ただし、既に特定の 自治体で生活保護を受けているとか、なんらかの福祉サービスを受けているといっ た場合には、当該自治体になるかと思う。
- ・これまでの経験を踏まえ、元の自治体の支援を受けたくないという人もいる。そう いったことも踏まえ、話し合える機会を持ってほしい。
- ・現在地保護について、自治体によっては対象者が集中する。現在地保護の在り方や ルールの整備はやはり必要なのではないか。
- ・支援が難しいケースを公的機関ではなく民間団体が受け入れる現実がある。本来公 的機関が責任をとるべきなのではないか。
- ・児童相談所に支援をつなぐとその後、また同じ場所に戻ってくるケースが大変多い。 若年層は行政機関を信頼しない。民間団体のアウトリーチが支援の必要な人をつな げてくれる。それで救われている人もいる。
- ・ 昼間の居場所を提供する民間団体もある。児童相談所には民間団体も活用してほしい。全国の児童相談所にこういう団体があるということを知っていただきたいし、 関りを持つことができるといい。
- ・ 児童相談所では、16歳くらいから18歳未満で戻る家庭がない子供の支援をどう するのかというところが悩みであり、一緒に考えていけるといい。
 - ・生活保護法の施設も、直接施設に入所できる制度がある。色々な選択肢があるといいのではないか。
 - ・自治体ごとに支援に差がある。本当はどこに行っても同じサービスが受けられない と公平性はない。そこは都に頑張っていただきたい。
 - ・新法がスタートすると、各自治体は民間との連携について何をするのかということ を考えるが、自治体内に民間団体がないところも多い。そうすると、先駆的に支援 を行ってきた民間団体に負担がかかり支援が必要。
 - ・ 自治体によって、対応が異なるということを、団体としても感じる。